

令和5年
岩手県教育委員会臨時会
12月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和5年12月 岩手県教育委員会臨時会議事日程

令和5年12月13日（水）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 議案第37号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を
求めることについて (教育企画室)

閉会

議案第37号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（令和5年12月20日付）

職 名 等	氏 名
釜石市長	小 野 共
矢巾町長	高 橋 昌 造
八幡平市教育委員会教育長	星 俊 也
雫石町教育委員会教育長	佐 藤 嘉 彦
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山 口 真 樹
岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	西 山 広 美
岩手県社会教育連絡協議会副会長	佐々木 一 憲
公益財団法人岩手県体育協会理事	鈴 木 美智代
奥州市芸術文化協会専務理事兼事務局長	鈴 木 美喜子
一般社団法人岩手県私学協会理事	浅 沼 千 明
岩手大学教育学部教授	田 代 高 章
富士大学経済学部教授	佐々木 修 一
宮古市立山口小学校地域学校協働本部 地域学校協働活動推進員	佐々木 良 恵
岩手県立大学社会福祉学部准教授	瀧 井 美 緒
岩手大学教育学部准教授	滝 吉 美知香
泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由 吏
いちのへサンビレッジクラブ代表	西 舘 敦
株式会社長島製作所代表取締役社長	新 宮 由紀子

令和5年12月13日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会の任用 新旧対照表 (案)

委員任期：令和5年12月20日～令和7年12月19日

No.	選出区分	推薦団体	現委員 (就任時)				※令和5年7月1日改選時				新委員 (案)				※年齢は令和5年12月20日現在
			職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	
1	(1) 市町村長	岩手県市長会	釜石市長	野田 武則	70	男	釜石市	5年7月	釜石市長	小野 共	54	男	釜石市	新任	
2		岩手県町村会	矢巾町長	高橋 昌造	77	男	矢巾町	4年6月	矢巾町長	高橋 昌造	78	男	矢巾町	再任 4年11月	
3	(2) 市町村教育委員会教育長	岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	星 俊也	68	男	盛岡市	1年7月	八幡平市教育委員会教育長	星 俊也	68	男	盛岡市	再任 2年	
4			雫石町教育委員会教育長	佐藤 嘉彦	68	男	盛岡市	2年	雫石町教育委員会教育長	佐藤 嘉彦	68	男	盛岡市	再任 2年5月	
5	(3) 教育関係団体の役員	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	50	女	盛岡市	2年	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	50	女	盛岡市	再任 2年5月	
6		岩手県高等学校PTA連合会	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	西山 広美	51	女	八幡平市	新任	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	西山 広美	51	女	八幡平市	再任 5月	
7	(3) 教育関係団体の役員	岩手県社会教育連絡協議会	岩手県社会教育連絡協議会副会長	佐々木 一憲	58	男	盛岡市	3年	岩手県社会教育連絡協議会副会長	佐々木 一憲	59	男	盛岡市	再任 3年5月	
8		公益財団法人岩手県体育協会	公益財団法人岩手県体育協会理事	鈴木 美智代	48	女	奥州市	1年7月	公益財団法人岩手県体育協会理事	鈴木 美智代	48	女	奥州市	再任 2年	
9	(4) 学識経験者	一般社団法人岩手県芸術文化協会	奥州市芸術文化協会専務理事兼事務局長	鈴木 美喜子	64	女	奥州市	新任	奥州市芸術文化協会専務理事兼事務局長	鈴木 美喜子	64	女	奥州市	再任 5月	
10		一般社団法人岩手県私学協会	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	56	女	盛岡市	1年7月	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	57	女	盛岡市	再任 2年	
11	(4) 学識経験者	岩手大学教育学部教授	岩手大学教育学部教授	田代 高章	62	男	盛岡市	5年7月	岩手大学教育学部教授	田代 高章	62	男	盛岡市	再任 6年	
12		富士大学経済学部教授	富士大学経済学部教授	佐々木 修一	70	男	花巻市	5年7月	富士大学経済学部教授	佐々木 修一	70	男	花巻市	再任 6年	
13	(4) 学識経験者	宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	佐々木 良恵	60	女	宮古市	5年7月	宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	佐々木 良恵	60	女	宮古市	再任 6年	
14		岩手大学教育学部教授	岩手大学教育学部教授	山本 奨	63	男	盛岡市	5年7月	岩手大学教育学部教授	瀧井 美緒	37	女	盛岡市	新任	
15	(4) 学識経験者	岩手大学教育学部准教授	岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	41	女	盛岡市	3年7月	岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	41	女	盛岡市	再任 4年	
16		泉金酒造株式会社常務取締役	泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由吏	62	女	岩泉町	5年7月	泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由吏	62	女	岩泉町	再任 6年	
17	(4) 学識経験者	いちのへサنبレレッジ代表	いちのへサنبレレッジ代表	西館 敦	44	男	一戸町	5年7月	いちのへサنبレレッジ代表	西館 敦	44	男	一戸町	再任 6年	
18		株式会社長島製作所代表取締役社長	株式会社長島製作所代表取締役社長	新宮 由紀子	50	女	一関市	5年7月	株式会社長島製作所代表取締役社長	新宮 由紀子	50	女	一関市	再任 6年	

チェック項目	前回改選時 (R5.7.1時点)	改選後 (R5.12.20時点)
委員数【18人以内】	18人	18人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男50.0% (9) : 女50.0% (9)	男44.4% (8) : 女55.6% (10)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	16.7% (3/18) (※参考 平均年齢59.0歳)	22.2% (4/18) (※参考 平均年齢56.8歳)
在任期間8年超	なし	なし

◇岩手県附属機関条例（令和5年条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- （1）岩手県総合計画審議会
- （2）岩手県東日本大震災津波復興委員会
- （3）岩手県商工観光審議会
- （4）岩手県農政審議会
- （5）岩手県水産審議会
- （6）岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条（省略）

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (省略)

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例 (昭和38年岩手県条例第44号)

(2) 岩手県財産評価審議会条例 (昭和39年岩手県条例第20号)

(3) 岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号)

(4) 岩手県農政審議会条例 (昭和47年岩手県条例第9号)

(5) 岩手県水産審議会条例 (昭和48年岩手県条例第46号)

(6) 岩手県商工観光審議会条例 (昭和49年岩手県条例第6号)

(7) 岩手県総合計画審議会条例 (昭和54年岩手県条例第29号)

(8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例 (平成15年岩手県条例第36号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関 (次項において「旧附属機関」という。) は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関 (次項において「新附属機関」という。) となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中小企業振興条例の一部改正)

5 (省略)

別表第1～9（第2条、第3条関係）（省略）

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手 県教育振 興基本対 策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育 振興基本対策に関し必要な事項 について調査審議すること。	18人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手 県教育支 援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上 特別な支援を必要とする児童、 生徒等（以下この項において 「児童生徒等」という。）の就 学及び当該児童生徒等に対する 支援の内容等に関する事項につ いて調査審議し、並びに当該事 項について教育委員会に意見を 述べること。	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は 未成年後見人を代表する者	2年
3 岩手 県美術品 収集評価 委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術 品取得基金条例（平成3年岩手 県条例第36号）に規定する美術 品取得基金により取得する美術 品及び寄贈により取得する美術 品の鑑定評価に関する事項につ いて調査審議すること。	10人	学識経験者	2年

別表第11（第2条、第3条関係）（省略）